

定

款

株式会社 **アイチ** コーポレーション

株 式 会 社 ア イ チ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社アイチコーポレーションと称し、英文では AICHI CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電力・電気・電信・電話工事用機械、建設用機械、荷役用機械、特殊自動車、その他これに関する機械器具部品の製造、修理、売買および賃貸。
- (2) 前号の自動車・機械器具のリース、割賦販売および保守管理。
- (3) レンタカー事業。
- (4) 高所作業車・クレーン車などの構造・技術・安全等に関する教育事業。
- (5) 自動車の修理および部分品の売買ならびに計量器の販売。
- (6) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービス、ソフトウェアおよびシステムの開発・販売・賃貸・コンサルティング。
- (7) 不動産の賃貸。
- (8) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに損害保険代理業。
- (9) 前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店)

第 3 条 当会社は、本店を埼玉県上尾市に置く。

（公告の方法）

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2億3,500万株とする。

（単元株式数）

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元未満株主の売渡請求）

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利。
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

- 2 本定款に定めのある場合のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、事業年度の終了後3ヶ月以内に招集する。

- 2 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役会の設置）

第18条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の数）

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

（取締役の選任）

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期満了の前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

（役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これをさらに短縮することができる。

4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第28条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員および監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第31条 当社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第33条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

（監査等委員会規則）

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会 計 監 査 人

（会計監査人の設置）

第36条 当社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第39条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（剰余金の配当等）

第40条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当をする。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をする。
- 3 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

（剰余金の配当の支払免除および利息）

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払いの剰余金の配当には利息を付さない。

附 則

（監査役の責任免除等に関する経過措置）

- 第1条** 当社は、2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 2018年6月開催の第70回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、当該行為に関する限り、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。
- 3 本条は、2028年6月20日をもって削除する。

